

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年10月31日 06時40分ごろ
発生場所	鹿児島県枕崎市枕崎港南方沖 枕崎港沖防波堤東灯台から真方位200° 1,700m付近 (概位 北緯31° 14.4′ 東経130° 17.0′)
事故の概要	漁船第十八豊徳丸は、北北東進中、また、プレジャーボート池丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年11月10日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十八豊徳丸、19トン KG2-2680（漁船登録番号）、うえむら漁業生産組合 B プレジャーボート 池丸、5トン未満（長さ4.08m） 295-14695鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船首部設置の昇降台の曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、枕崎港南西方約9海里の漁場で操業を終えて枕崎市枕崎漁港へ帰港することとし、船長Aが操舵室右舷側で立って操船に当たり、レーダーとGPSプロッターを作動させて約9ノットの対地速力で、自動操舵により北北東進した。 船長Aは、A船の船首方に船首浮上により約10°の死角がある状態で、目視のみで見張りを行いながら同じ針路及び速力で航行を続けた。 船長Aは、枕崎漁港に入港した際、同漁港に入港してきた船長Bから、A船とB船とが衝突したことを告げられた。 船長Aは、B船と衝突したことに気付かなかった。 船長Aは、自動操舵に設定する際、3マイルレンジとしたレーダー画面を確認したが前路に船舶の映像を認めなかったため、その後、目視のみで航行を続け、慣れた海域でふだんから枕崎港沖防波堤南方沖で漂流中のプレジャーボートを見掛けなかったため、航行に支障となる船舶はいないと思い、死角を補う見張りを行わず、前路で漂流中のB船に気付かなかったと本事故後に思った。

	<p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、枕崎港沖防波堤南方沖で船外機を停止し、船首を南方に向け、船体中央部で北方を向き、下を向いて釣りの準備をしながら漂泊していた。</p> <p>船長Bは、エンジン音が聞こえたので振り返ったところ、右舷船首方50m付近にB船に向けて接近するA船に気付き、慌てて大声を出し、手を振りながらエンジンを掛けようとしたが、間に合わずA船の船首部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突後、A船が停船せずに枕崎漁港に向かったので、A船の後を追って同漁港に入港し、船長AにA船とB船とが衝突したことを伝えた後、海上保安庁に通報した。</p> <p>船長Bは、下を向いて釣りの準備に集中し、B船に接近するA船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、船首浮上による死角が生じた状態で北北東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、目視のみで見張りを行いながら同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、自動操舵に設定する際、3マイルレンジとしたレーダー画面を確認したものの前路に船舶の映像を認めなかったことと、ふだんから枕崎港沖防波堤南方沖で漂泊中のプレジャーボートを見掛けなかったことから、航行の支障となる船舶はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、下を向いて釣りの準備に意識を集中して漂泊を続けていたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、慌てて大声を出し、手を振りながらエンジンを掛けようとしたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が船首浮上による死角が生じた状態で北北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、目視のみで見張りを行いながら同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、下を向いて釣りの準備に意識を集中しながら漂泊を続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、慣れた海域であっても、前路に航行の支障となる他船はいないと思わず、目視だけに頼ることなくレーダーを適切に使用して見張りを行うこと。 ・船長は、航行中、船首浮上によって船首方に死角が生じている場合、前路に航行の支障となる他船はいないと思わず、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・小型船舶の船長は、漂泊中、特定の作業のみに集中することなく、周囲の見張りを適切に行うこと。また、接近する船舶を認め

	<p>た場合は、必要に応じて移動するなど、余裕のある時機に衝突を避けるための措置を講じること。</p>
--	---